

養護老人ホームの見直しについて

2月下旬の全国介護保険担当課長ブロック会議において、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正案についてお示ししたところである。今後お示しする入所措置及び措置費の取扱いに関する技術的助言の中で、平成18年度から新たに設ける事項又は変更する事項として、以下の事項を考えている。

なお、最終的な内容は調整中であり、今後変更があり得る。

1. 入所措置基準について

- 改正後の老人福祉法第11条第1項第1号に規定する「環境上の理由」とは、在宅において生活することが困難であると認められる様々な理由をいうこと。
- 入所判定委員会の開催は、当該入所措置に係る養護老人ホームの求めに応じて開催することができるものとする。
- 虐待を受けている高齢者への措置が円滑に行われるようにするため、養護老人ホームへの入所措置基準の一つとして、高齢者虐待を受けている場合を明確に位置付けること。

2. 措置費基準について

- 事務費単価等については、現在検討中である。
- 新たに設ける予定の加算は、次のとおりである。

(1) 障害者等加算

加算対象者(※)が入所定員の一定割合以上入所している養護老人ホームで市町村長が認定した施設において、加算対象者ごとに加算する。

(※)加算対象者

入所者のうち、要支援、要介護非該当者であり、かつ、長期間の援護を要する者として、市町村長が適当と認めたもの

(例) アルコール中毒患者、知的障害者等であって、常時又は随時の援護を必要とする者等

(2) 夜勤体制加算

夜勤体制を取っている施設に対して加算する。

(3) 老人短期入所加算

原則として要支援、要介護非該当者であり、かつ、高齢者虐待等によ

り、在宅において生活することが一時的に困難となった者であつて、介護保険の短期入所生活介護等の利用や、やむを得ない事由による短期入所の措置が著しく困難である者を入所させた場合に加算する

(4) 介護サービスに係る利用者負担加算

養護老人ホームの入所者が介護保険サービスを利用した場合、その利用に係る利用者負担の一部について加算する。

(5) 高度処遇加算

入所者に対する処遇の向上を図るため、質の高い取組を行っている施設に対し加算する。

(例)

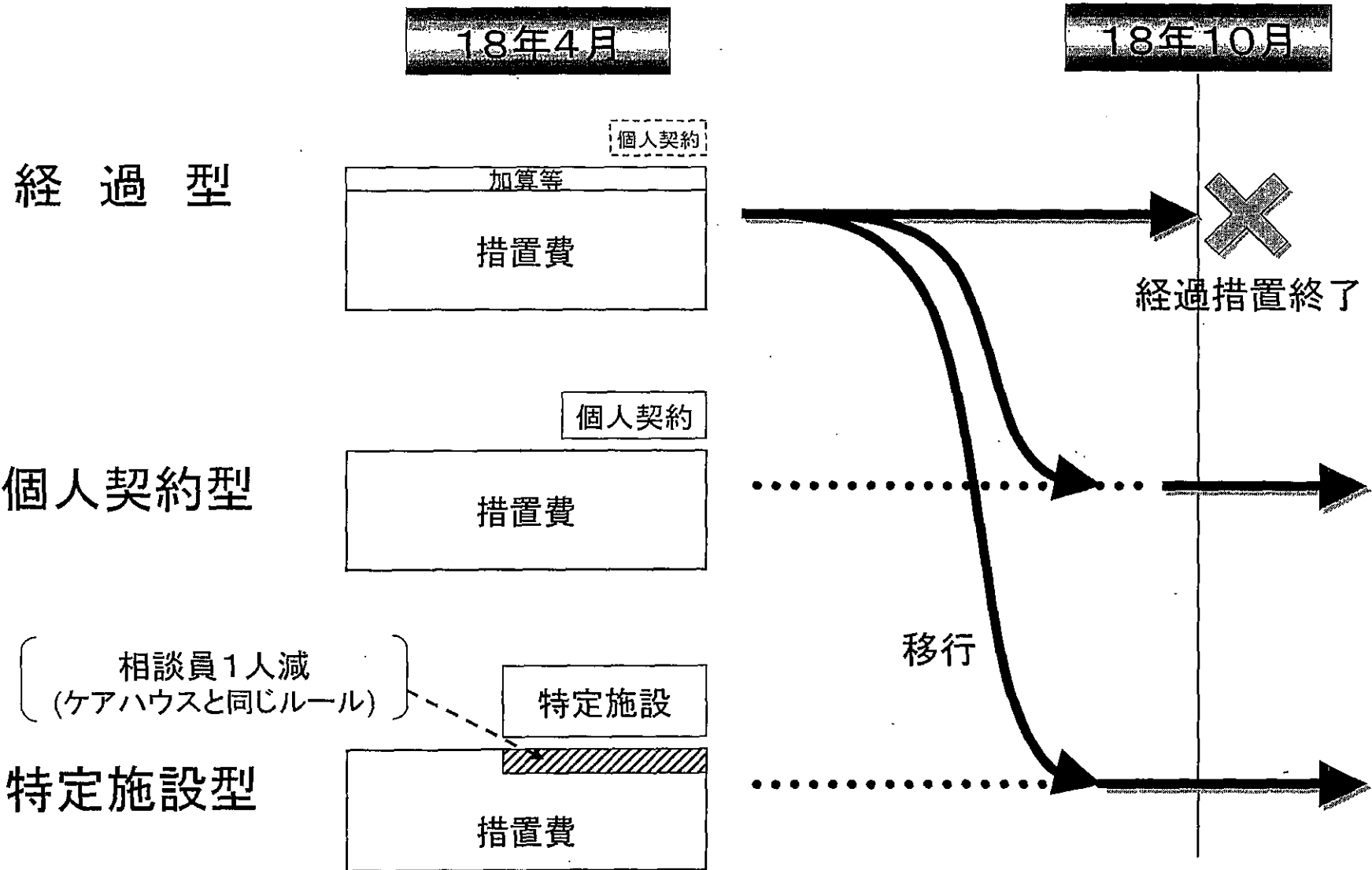
- ・ 職員体制や施設の運営体制等において個別ケア実現のための特別の取組を行っている場合
- ・ ソーシャルワーク機能の強化に資する教材を購入し、すべての生活相談員に対し研修を実施している場合
- ・ 事故防止に資する業務マニュアルの作成など、危機管理（リスクマネジメント）に関する取組を行っている場合

3. 介護保険給付の適用について

- 介護保険の適用と措置費の関係については別紙のとおり。
- 現在国会において審議が行われているいわゆる三位一体関連法案においては、混合型特定施設（介護専用型以外の特定施設）の指定拒否制度の創設が盛り込まれており、養護老人ホームが外部サービス利用型特定施設の指定を受ける場合もこの取扱いの対象となるところであるが、各都道府県におかれは、今回の養護老人ホームの見直しの趣旨にも留意し、地域の実情やニーズを十分に把握した上で、適切な制度適用をお願いしたい。

18年4月以降の措置費の取扱いについて

○ 外部サービス利用型特定施設の指定を受けない養護老人ホームについては、平成18年9月30日までの間は、経過的に、平成17年度の措置費体系を適用することができることとする。(国の技術的助言としての対応)



養護老人ホームの最低基準等に係るQ & Aについて

- 養護老人ホームの最低基準及関係諸通知については、現在、改正作業中であるが、老人保護措置費等に係る取扱い等について、多数照会が寄せられているところであり、特に配慮が必要なものについて現時点における考え方を整理したので、参考とされたい。

Q1 老人福祉法第11条第1項第1号では、養護老人ホームへの入所要件として経済的理由を規定し、当該事由を満たす要件として政令で市町村民税所得割非課税者であること等が規定されているが、税制改正により平成18年度の住民税が課税となった場合、既に措置されている者の取扱いはどのようなになるのか。

A.

- 経済的理由については、老人福祉法施行令第2条第2号に規定する市町村民税所得割非課税であることのほか、同条第3号において、「災害その他の事情により当該65歳以上の者の属する世帯の生活が困窮していると認められる」場合も含まれている。
- 今般の税制改正により、市町村民税の課税対象となった場合であっても、各市町村長の判断により引き続き措置の必要があると認められる場合には、同号を適用することにより適切に対応すべきものと考えている。

Q2 養護老人ホーム入所者による介護サービスの利用に伴う1割負担について、費用徴収に係る入所者の対象収入の算定に当たり必要経費として取り扱うこととしてよろしいか。

また、通所介護等を利用した際の食費、日常生活費等について、取扱いはどのようなになるのか。

A.

- 介護サービスの利用に当たり、入所者自身が負担している額については、老人保護措置費の費用徴収において、必要経費として控除する

こととするが、介護サービス費に係る一部負担以外の食費及び日常生活費等の負担については、必要経費に含まれない。

- なお、当該解釈について、「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日老発第0124004号）の改正を行う予定である。

Q3 平成17年10月の介護保険制度改正により、特別養護老人ホームにおける食費及び居住費について保険給付の対象外とされたところであるが、やむを得ない措置に係る費用の算定において、当該部分の取扱いはどのようになるのか。

A.

- 食費及び居住費については、特別養護老人ホームの利用により必然的に発生する費用であり、法第21条第2号の2に規定する措置に要する費用の中に含まれるものである。
- なお、当該解釈について、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）の改正を行う予定である。